相談等の内容及び回答の事例

受け付けた相談のうち半数程度が以下の内容のものであった。

労災保険に関する相談の例

中皮腫を発症した場合、どこの事業場で石綿を扱ったかが分からないときで も、労災認定を受けられるのでしょうか。

(回答)

石綿を取り扱った事業場や場所がよくわからない場合でも、まずは最寄りの 労働基準監督署にご相談下さい。労働基準監督署において、あなたのお話を詳 しく伺った上、必要な調査を行います。その結果、中皮腫について仕事が原因 であると認められれば、労災認定が受けられます。

既に退職しているのですが、在職中は石綿を取り扱う作業に従事していました。今後、中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか。

(回答)

労災保険給付を受ける権利は、退職しても変更されません。したがって、退職された後であっても、労災認定を受けることが出来ますので、まずは最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

労働者の方からの健康不安等に関する相談の例

過去に石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したら よいでしょうか。

(回答)

石綿による健康への影響について知りたい場合には、保健所、各都道府県産業保健推進センターまたは労災病院までご相談下さい。(都道府県産業保健推進センターリスト: http://www.rofuku.go.jp/sanpo)

なお、日常生活で、次のような症状が出てきたときは、上記の窓口に相談されるか、最寄りの医師の診察を受けましょう。

- 〇息切れがひどくなった場合 Oたんに血液が混ざった場合
- 〇せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ○顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫に見える場合
- ○顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- 〇はげしい動悸がする場合 Oかぜをひいて、なかなか直らない場合
- ○微熱が続く場合 ○高熱が出た場合 ○寝床に横になると息が苦しい場合
- ○食欲がなくなった場合や急にやせた場合 ○やたらに眠い場合

今、健康に支障がない場合でも、石綿による健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。石綿にばく露するような作業に従事されていたのであれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

周辺住民の方からの相談の例

昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるのですが大丈夫でしょうか。

(回答)

中皮腫は吸い込んだ石綿の量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接石綿又は石綿含有の製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和 30 年代から 40 年代頃の間に石綿工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報の収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとしています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談下さい。

一般の方からの相談の例

わが家にも、石綿が含まれている断熱材や屋根材があるようだが、大丈夫でしょうか。 (回答)

石綿は、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、飛 散する可能性がなければ危険性はありません。

露出して吹きつけ石綿が使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある石綿からは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

なお、実際に断熱材等に石綿が含まれているか否かについては、建築時の工事 業者や建築士等に使用の有無を問い合わせて下さるようお願いします。